

周南市障害福祉計画の進捗状況及び次期計画策定について

1 周南市障害福祉計画の位置付け等

- ・ 障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要量を見込んだ計画
- ・ 計画期間 3年間 第4期：平成27年度～平成29年度
→平成29年度は第5期計画策定年度にあたる

2 計画策定スケジュール（案）

四半期	自立支援協議会	事務局	その他
第1四半期	【第1回周南市地域自立支援協議会】 ・ 第4期計画の進捗状況報告 ・ 第5期計画の策定に向けた考え方の提示		・ 国県からの基本指針の提示
第2四半期		・ アンケート、ヒアリング実施	・ 県担当者会議
第3四半期	【第2回周南市地域自立支援協議会】 ・ 第5期計画（案）の中間報告 【第3回周南市地域自立支援協議会】 ・ 第5期計画（案）の素案の提示		
第4四半期	【第4回周南市地域自立支援協議会】 ・ 第5期計画最終案の提示	・ パブリックコメント実施	

3 第4期計画の進捗概要

○平成28年度末における進捗状況

1 障害福祉サービスの提供体制の確保

(1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の確保

次に示す事業所の開設があり、サービス提供体制の整備が進んでいる。特に就労系の事業所は7箇所開設され、利用者の選択肢が拡大された。

・平成 27 年度以降に新規開設及び新規サービス開始した事業所（周南圏域）

○障害者施設

サービス名称	事業所名称	所在地	開始年月日
生活介護	サルビアの家 FLAGSHIP	下松市	H27.4.1
	多機能型事業所来歩	下松市	H27.12.1
就労継続支援 A 型	しあわせ	光市	H27.4.1
	エーアンドエム	光市	H28.4.1
	西日本ケアサービス光	光市	H29.3.1
就労継続支援 B 型	ゆたか苑	下松市	H27.4.1
	サルビアの家 JOB カレッジ	下松市	H27.10.1
	ふれあい作業所鹿野音(かのん)	周南市	H27.4.1
就労移行支援	東ソーコープ陽だまりワークス	周南市	H29.2.1
共同生活援助	グループホームやまなみ	周南市	H28.4.1
居宅介護	ヘルパーステーション Sanko	下松市	H28.8.1
	合同会社ほっこり	周南市	H28.11.1
重度訪問介護	ヘルパーステーション Sanko	下松市	H28.8.1
	合同会社ほっこり	周南市	H28.11.1
同行援護	周南市社会福祉協議会しんなんよう	周南市	H28.4.1 (サービス追加)
	合同会社ほっこり	周南市	H28.11.1 (サービス追加)

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

平成 27 年度以降のグループホームの新規開設は 2 箇所（市内 4 箇所設置）であり、計画値やニーズの状況から提供体制の充実が望まれる。

地域生活支援拠点等（資料 1 参照）の整備については、本市における拠点の在り方を協議会にも諮りながら、整備について検討していく。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業所は平成 28 年度に新規開設が 1 箇所あり、市内に 2 箇所（周南圏域 3 箇所）となった。

2 相談支援の提供体制の確保

(1) 相談支援事業の充実と基幹相談支援センターの設置

本市が「障害者総合相談支援事業」として委託している事業所は、平成27年度に1事業所追加し周南圏域4事業所となり、より充実した実施体制を確保した。

基幹相談支援センターは平成27年度から新たに委託を行い、相談支援事業所間の連絡・調整や相談支援事業所と市との連携の要として機能している。

(2) 地域移行・地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実

本市の平成28年12月末時点での施設入所者数は252人で、この中には地域での暮らしを望まれる方やこれが可能な方もおられる。地域移行等については、相談支援の果たす役割は大きいと、関係機関と連携した適切な支援が行える体制づくりが必要である。

3 障害児支援の提供体制の確保

障害児支援に係る事業所は、次に示す事業所の開設があった。ニーズの高かった「放課後等デイサービス」事業所の充実が図られている。

今後、土日における支援や学校の長期休暇中といった、きめ細かいサービスの提供体制の充実について、関係機関と連携を図りながら検討していく。

・平成27年度以降に新規開設及び新規サービス開始した障害児関係事業所（周南圏域）

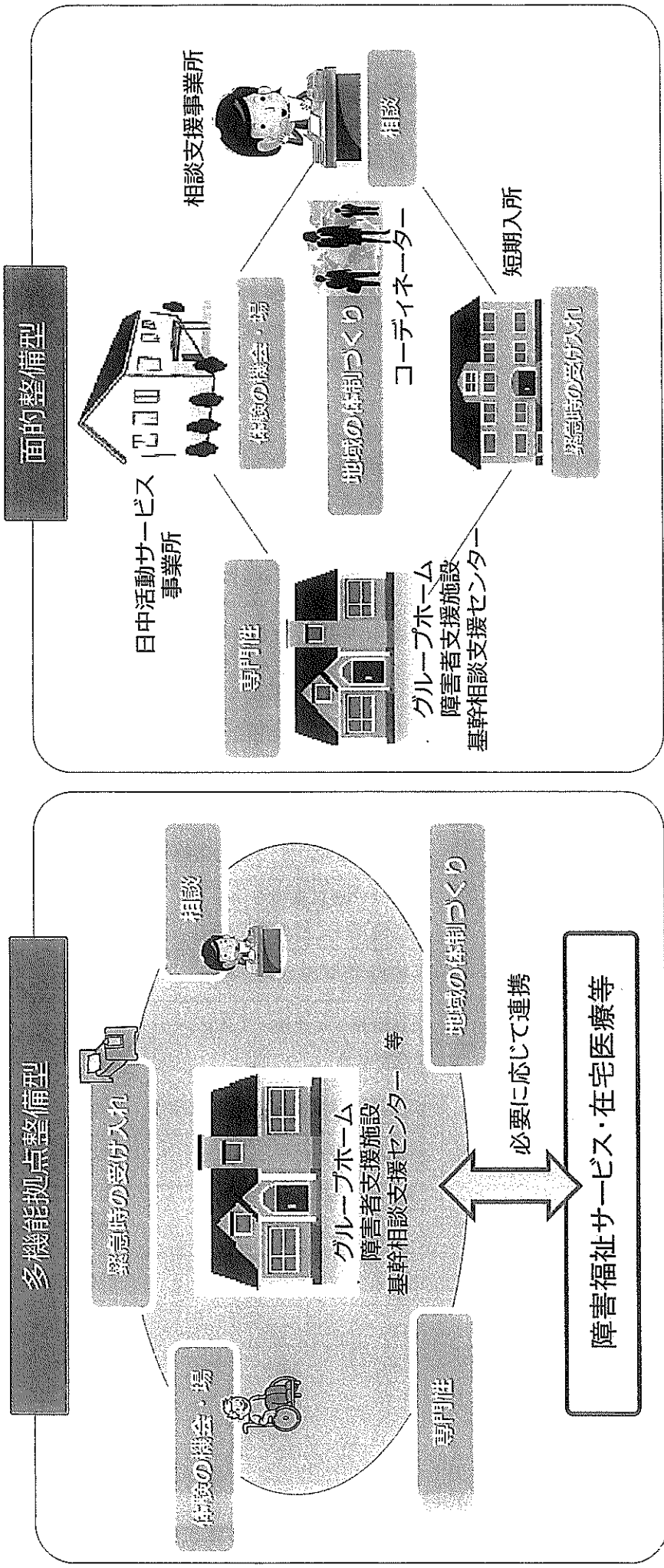
サービス名称	事業所名称	開設等	所在地	定員	開始年月日
児童発達支援	周南子ども発達相談センター	サービス追加	下松市	10	H27.5.1
放課後等デイサービス	鼓ヶ浦つばさ園	サービス追加	周南市	5	H27.4.1 (重心)
	サルビアの家 FLAGSHIP	開設	下松市	10	H27.4.1
	デイサービスセンター けあぼーとくれよん	開設	周南市	10	H27.6.1
	多機能型事業所 来歩	開設	下松市	10	H27.12.1
	放課後等デイサービスセンター ひかり苑	開設	光市	10	H28.4.1
	サルビアの家 しんなんよう	開設	周南市	10	H28.8.1
	サルビアの家 ひかり	開設	光市	10	H28.8.1
	放課後等デイサービス ふぁみりー	開設	周南市	10	H28.12.1
保育所等訪問支援	鼓ヶ浦つばさ園	サービス追加	周南市	—	H27.4.1

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



施設入所支援と就労継続支援B型のサービスの組み合わせについて

1 サービス利用の組み合わせについて

障害支援区分が「4」より低い者（50歳以上の者は「3」）の「施設入所支援」と「就労継続支援B型」（以下「就労B」という。）のサービスの組み合わせについては、制度の基本的な考え方である職住分離や地域移行について維持しつつ、この組み合わせの必要な場合、平成24年4月以降は市の判断で支給決定できるものとされている。（厚労省作成「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」による）

本市では、障害支援区分が4（または3）より低く、就労Bの利用が可能な状態像の障害者が施設入所されることについて、相談支援事業所等の関係事業所からの情報及びサービス等利用計画等に基づき、障害特性や家族、住居の状況などの生活環境等を勘案し、このサービスの組み合わせが必要かどうかを検討し決定している。

2 本市の現況について

・サービスの組み合わせと障害支援区分の関係 （平成28年4月1日現在）

パターン	障害支援区分との関係	利用件数	備考
1	施設入所と就労Bの併給	21	
2	1の内、区分が4（または3）より低い者	10	障害者自立支援法以前からの入所者含む
3	2の内、組み合わせ利用が必要と市が認めた者（事務処理要領に基づく利用）	2	平成24年4月以降

パターン2においては、障害者自立支援法以前からの施設入所者が8人おり、残りの2人がパターン3の事務処理要領に基づくサービスの組み合わせ利用となっている。

3 今後の対応

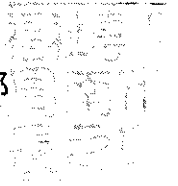
障害支援区分が4（または3）より低い者の施設入所については、施設事業所や相談支援事業所と連携を図り、対象者の評価を行いながら、入所継続及び新規の入所について判断していくこととする。

一方、施設入所の在り方や地域の社会資源の有効な活用については検討を続けていく必要があることから、今後も協議会へ本サービスの組み合わせの情報を提示していくこととしたい。

平成28年10月18日

周南市地域自立支援協議会 会長 様

周南市長 木村 健一郎



周南市地域福祉計画評価委員会委員の推薦について(お願い)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の地域福祉の支援につきまして、格別のご配慮をいただき誠にありがとうございます。

さて本市では、平成28年3月に、だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるための指針となるべき計画である、「第3次周南市地域福祉計画」を策定しました。「地域でつながり、共につくろう 笑顔あふれる福祉のまち しゅうなん」を基本理念として、計画の実現に向けた様々な施策を展開しております。

また計画を展開していく中で、今後の計画の進捗管理にあたり、「周南市地域福祉計画評価委員会」を設けて、進めていくことになりました。

つきましては、貴会より周南市地域福祉計画評価委員会委員を1名推薦していただきますようお願いいたします。

ご多忙の折とは存じますが、委員会の趣旨をご理解いただき、同封の「周南市地域福祉計画評価委員会委員推薦書」に推薦者氏名をご記入の上、平成28年11月11日(金)までに、返信していただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1. 審議会名 | 周南市地域福祉計画評価委員会 |
| 2. 推薦委員数 | 1名 |
| 3. 会議の回数 | 年1回 |
| 4. 任 期 | 3年
(平成28年12月1日から平成31年6月30日まで) |
| 5. 報 酬 | 1回につき5,900円 |
| 6. 添付書類 | 「第3次周南市地域福祉計画 概要版」 |

○担当<周南市役所地域福祉課 福祉調整担当> 村林、林

TEL0834-22-8465 FAX0834-22-8396 Eメール: fukushi@city.shunan.lg.jp

地域福祉計画の推進について

地域福祉計画の「現計画（平成28年度～平成32年度）」の検証・進捗管理と「次期計画（平成33年度～平成37年度）」の策定を、以下のとおり進めていく。

○検証策定機関～「地域福祉計画評価(評価・策定)委員会」

- 【委員会の役割を分割】委員の役割を①計画の検証・進捗管理を行う「地域福祉計画評価委員会」（計画の1年目から3年目）と、②計画の検証・進捗管理に加え、3年間で行った評価を反映した新計画の策定を行う「地域福祉計画評価策定委員会」（計画の4年目と5年目）に分ける。
- 【地域福祉計画評価委員の選出】現計画を策定した「地域福祉計画評価・策定委員会」委員から3名と、現計画に関連する計画の策定機関から1名ずつ代表の委員を選出する。
 ※【公募委員】検証を行う3年間については、委員の公募を行わない。その理由は、専門的な検証を行うため。（周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程第9条(3) その他附属機関の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるとき。）

年 度		平成28年度 (計画1年目)	平成29年度 (計画2年目)	平成30年度 (計画3年目)	平成31年度 (計画4年目)	平成32年度 (計画最終年)
内 容	現計画の 検証	平成28年度 事業 (計画1年目)	平成29年度 事業 (計画2年目)	平成30年度 事業 (計画3年目)	平成31年度 事業 (計画4年目)	平成32年度 事業 (計画5年目)
	次期計画 (H33～37)	地域福祉計画評価委員会			地域福祉計画評価・策定 委員会	
					ニーズ調査	新計画策定

機関	地域福祉計画評価委員会	地域福祉計画評価・策定委員会
役割	計画の検証・進捗管理	計画の検証・進捗管理、次期計画の策定
開催数	年1回	年3回～5回
委員数	8名	10名（うち公募2名）
任期	3年間	2年間
要綱	周南市地域福祉計画評価委員会設置要綱	周南市地域福祉計画評価・策定委員会設置要綱
内訳	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画評価策定委員会 3名 高齢者保健福祉推進会議 (老人保健福祉計画、介護保険事業計画) 地域自立支援協議会(障害者計画、障害福祉計画) こども育成支援対策審議会 (子ども・子育て支援事業計画) 食育推進市民会議(食育推進計画) 健康づくり推進協議会(健康づくり計画) 上記の関連する計画の策定機関から 各1名ずつ選出。 計8名	左記の委員8名+公募委員2名=10名

